

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）

- 日時：令和3年4月4日（日） 午後2時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、
鳥取県教育委員会、
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
湯梨浜町長、鳥取市保健所長
アドバイザー（鳥取大学医学部 景山教授）
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要
< 県内270~277例目(鳥取市保健所管内123~130例目) >

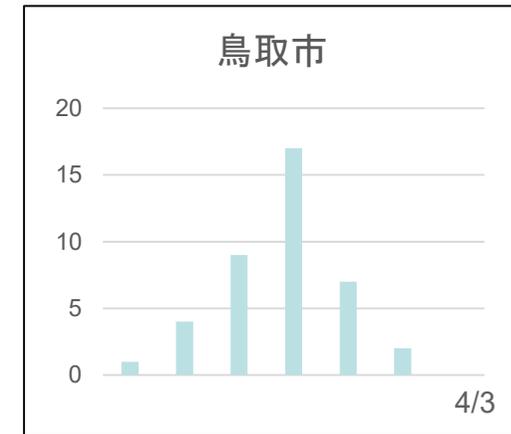
事例	年代	性別	居住地	職業	検体採取日	陽性確認日	経緯	接触者等
県内270例目 (鳥取市保健所管内123例目)	30代	男性	鳥取市	非公表	4月2日	4月2日		
県内271例目 (鳥取市保健所管内124例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月2日	4月2日		
県内272例目 (鳥取市保健所管内125例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月2日	4月2日		
県内273例目 (鳥取市保健所管内126例目)	非公表	非公表	非公表	公務員	4月2日	4月2日		
県内274例目 (鳥取市保健所管内127例目)	40代	男性	県外	非公表	4月2日	4月2日		
県内275例目 (鳥取市保健所管内128例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月2日	4月2日		
県内276例目 (鳥取市保健所管内129例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月2日	4月2日		
県内277例目 (鳥取市保健所管内130例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月3日	4月3日		

鳥取市内飲食店・倉吉市内事業所社員寮のクラスター関連の検査状況

(4/4正午時点)

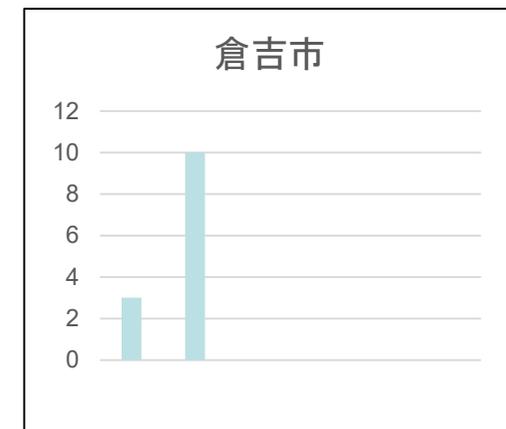
【鳥取市内飲食店クラスター関連の検査状況】

- ・検査実施累計件数 : 543件
(陽性40名、陰性503名)
 - ・本日検査予定件数 : 36件
- [陽性者の内訳]
- ・店舗従業員 2名
 - ・利用者 21名
 - ・その他(2次感染等) 17名
- 計 40名



【倉吉市内社員寮クラスター関連の検査状況】

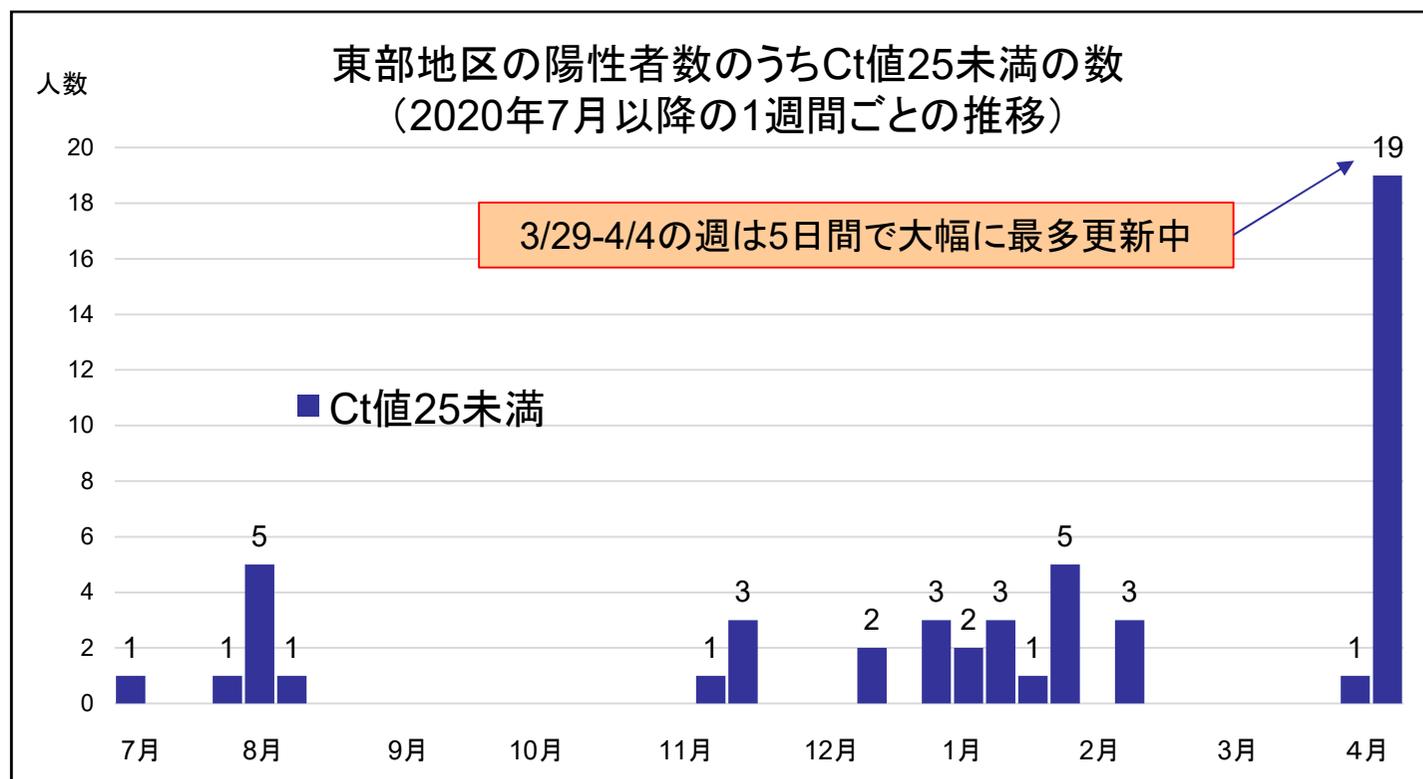
- ・検査実施累計件数 : 288件
(陽性13名、陰性275名)
 - ・本日検査予定件数 : 0件
- [陽性者の内訳]
- ・入寮者11名 (全入寮者15名)
 - ・その他(2次感染等) 2名
- 計 13名



新型コロナウイルス感染増大警戒情報（4月4日現在）

感染力の高いウイルスの拡がり認められ、県内においてもウツリやすくなっています！

発令地域	発令日	備考
鳥取市	4月1日	ウイルス量の多い感染者が連鎖的に多発しており、地域におけるウイルスの密度が高くなっている
倉吉市	4月1日	変異株によるクラスターが確認された



湯梨浜町職員の新型コロナウイルス感染事案の発生について

1 事案の内容

令和3年4月2日（金）午後、湯梨浜町副町長が新型コロナウイルスに感染していることが判明。

2 対応状況

➤ 感染を危惧する者を対象として、4月3日（土）にPCR検査を実施。

【検査状況】（4/4正午時点）

・検査実施件数：144件（陰性144名）

（内訳）湯梨浜町職員：98名、湯梨浜町議会議員：9名、外部団体等：37名

・本日検査予定件数：5名は9時に検体採取。夕方までに結果判明の見込み。

➤ 4月3日（土）中に、役場本庁舎（羽合庁舎）の消毒作業を実施済。

➤ 4月3日（土）18:45に町防災無線で町民への報告とお詫びの放送。本日（4月4日）付けで役場、公民館等への貼り紙

3 町民へのお知らせ

3月27日（土）から3月30日（火）までに副町長と接触があるなど、倦怠感やのどの違和感、発熱、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚された方は、「中部地区接触者等相談センター」（0858-23-3135）にご相談ください。

4 今後の対応

県としても鳥取市保健所と連携して引き続き調査を実施していく。

新型コロナウイルス感染増大警戒情報に基づいた対策

- 職員の感染が判明した事業所について、職員・利用者全員の検査を実施し陰性を確認。合わせて感染管理認定看護師を派遣し、感染対策を助言指導。(4/3実施済)
- E484K変異など遺伝子解析を鳥取大学医学部に委託。今週中に分析。

保健所への支援体制

■ 保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続

- 検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢を継続

■ 鳥取市保健所への支援は継続中

- 感染拡大防止措置に万全を期すため、クラスター対策チーム（クラスター対策監）を派遣し、対応継続中（4 / 1～）
- 鳥取市の要請に応じ派遣できるよう、東部4町の保健師の鳥取市保健所派遣を調整済み

医療提供体制

1. 入院体制(4月4日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
		(入院予定者を含む)		
321床	204床	58人	18%	28% (31%※)

※宿泊療養を開始しない場合の現時点確保病床占有率

◆4月1日から確保病床4床拡大に加え、現時点確保病床を2床前倒し確保
さらに追加確保を調整中

2. 宿泊療養体制(4月4日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者	備考
		(入所予定者を含む)	
東部	66室	6人	4月3日受入開始。
西部	40室	0人	開設済

◆病状が安定した入院患者について随時宿泊療養へ移行し、病床占有率を減少させる

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 4月4日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	28% (58/204床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	18% (58/321床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/42床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			10人 (実数58人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※3/28~4/3発表分		2.5% (66/2,625人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は3/28~4/3発表分で集計		12人 (実数66人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (66人/1人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		12% (8/66人)	50%以上	

現時点で①の一部と⑤の指標はステージⅢの目安を上回っているが、それ以外の指標を総合的に判断し、本県はステージⅢに達していないと考えられる。引き続き、医療提供体制維持のため、機動的に対策を講じていく。

鳥取県版新型コロナウイルス警報（4月4日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
西部地区	注意報	3/30～

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

クラスター発生を受けた巡回指導(4/1～)速報

◇県内繁華街の「社交飲食業者」について、巡回指導等を実施中

対象：鳥取市内約330店舗、倉吉市内約120店舗、米子・境港市内約300店舗

※鳥取市内の巡回指導は市・県合同で実施、他市については県で実施

- ・鳥取市：2日19時～21時に巡回指導を実施(不在の店舗はチラシを配布)
- ・倉吉市：2日午後、巡回指導を実施(不在の店舗はチラシを配布)
- ・米子・境港市：2日にカラオケ店の巡回指導を実施、繁華街は5日に実施予定

<指導内容>

①常時のマスク着用、特に食事中の会話・カラオケ利用時もマスクの着用、②換気の徹底、換気方法の確認、③フィジカルディスタンスの確保、④手指消毒の徹底、使用している消毒薬の種類・濃度

◇巡回指導の結果

<鳥取市内繁華街の状況>

- ・マスク着用は8割、手指消毒や換気は9割と概ねできているが、フィジカルディスタンス・パーティションは6割とやや不十分であった
→カラオケのある店舗や主に常連客が集う店舗で、感染予防対策が不足する傾向がみられた

<倉吉市内繁華街の状況>

- ・手指消毒や換気は概ね実施できているが、パーティションが設置されていないところがあった
- ・カラオケのあるスナックでマスクを着用していない事例があった

<米子・境港市内カラオケ店の状況>

- ・店舗はマイク等の消毒、フィジカルディスタンスの確保、換気の実施などの対策を実施
- ・利用客はマスクをしていない方が多く見られた

今回の巡回指導を踏まえた感染拡大予防対策の強化

飲食店やカラオケのある店舗への更なる対策の強化

◇国、県及び市町村の補助制度の周知や県相談窓口を改めて周知

- ・巡回指導において、フィジカルディスタンスの確保やパーティション設置等が不足する店舗もあり、補助制度の活用を促して感染拡大予防対策の強化を図る
- ・国、県及び市町村の補助制度を網羅的に情報提供し、活用を働きかける

◇マスク会食(食事中でも会話の際はマスク着用)を徹底

- ・店舗の事業者が利用者(客)へ注意しにくいとの声もあることから、客席テーブルに置く感染拡大予防啓発用の山型を配布して対策を徹底する

◇カラオケのある店舗でのマイク消毒や換気の徹底等

- ・新たな補助制度によりCO2濃度モニタ、換気扇等の環境整備も支援を継続する

【令和3年度新規】 感染予防対策推進補助金

- 各種ガイドラインを踏まえ、感染予防対策設備等の導入をする経費を助成
[対象]非接触式体温計、CO2モニター(二酸化炭素濃度計測器)、パーティション、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修費(消耗品は対象外)
[補助上限]20万円 [補助率]1/2

新型コロナ克服緊急応援金を4月末まで延長(飲食店限定)

- 認証事業所及び認証取得に取り組む事業所への応援金
10万円

認証事業所の取得促進及び利用促進

飲食店等の認証の取得促進

- ◇業種別の認証に必要な手順書作成セミナー(飲食店、社交飲食、理容・美容業等)を開催(当面はWeb開催)
- ◇飲食店クラスター補助金等を交付した飲食店への認証取得の働き掛け
- ◇認証事業所の審査体制の強化

「安心な認証事業所」の利用を呼びかけ

- ◇折込み広告やテレビCM等による「安心な認証事業所の利用」を広報
- ◇認証事業所の利用促進キャンペーンを実施
 - ⇒感染状況をみながら、第2弾のキャンペーンを計画する
 - 【4/1現在 認証事業所数176件、(参考:協賛店11,302件)】

※第1弾キャンペーンは、認証事業所100店舗突破記念として、3/1～21の期間中、利用した認証事業所のレシート(金額不問)により応募してもらい、抽選により県特産品をプレゼント(当選者100名、特産品は鳥取和牛、海の幸等)

鳥取県教育委員会の感染防止の取組

新学期以降の県立学校での感染予防対策

※市町村立小中義務教育学校については県立学校に準じた対応を要請

[県内公立学校の始業式及び入学式は概ね 4月7日～4月9日 にかけて実施]

1 入学式に関する対応

- ・参列者に対して 入口での検温、発熱者の入場は不可
- ・出席者を教職員と入学生とその家族に限る
- ・式の時間短縮
- ・歌は伴奏のみ

2 入寮生に関する対応

- ・入寮前からの健康観察、入寮時の検温等の健康確認
- ・入寮後も継続した健康観察を実施
- ・朝夜の点呼時に検温し、宿泊職員に、体調等を含めた報告
- ・入寮後は寮内ではマスク着用を徹底

3 継続した感染防止対策の徹底

- ・学校版の感染症予防ガイドラインを踏まえ、改めて教職員、児童生徒の感染防止に向けた意識の高揚とともに、基本的な感染防止対策の徹底を図る。

私立中学校・高等学校等の感染防止の取組

入学式、学校寮への入寮等に係る感染予防対策

[県内私立中学・高校の始業式及び入学式は概ね 4月5日～4月8日 にかけて実施]

1 入学式に関する対応

- ・参列者に対して 入口での検温、発熱者の入場は不可
- ・出席者を教職員と入学生とその家族(1～2名)に限る
- ・式の時間短縮
- ・歌は伴奏のみ
- ・式終了後の保護者のHRへの参加なし
- ・中高一貫校で、中学校、高等学校を別開催

2 県外からの入寮生に関する対応

- ・入寮概ね2週間前からの健康確認
- ・入寮後、継続した健康観察を実施
- ・朝夜の点呼時に検温し、宿泊職員に、体調等を含めた報告
- ・入寮後は寮内ではマスク着用を徹底

3 大学等に関する対応

- ・入学式に入場券、まん延防止等重点地域からの往来控える、学部別実施で規模縮小
- ・接触型のサークル勧誘禁止
- ・新入生の抗原検査キット事前配布による各自検査、概ね2週間の健康状態の確認・観察

コロナに関する各種相談窓口

- 体調に違和感（倦怠感、発熱、喉の痛み等）を感じたら、出歩かず、かかりつけ医又は「受診相談センター」に相談してください。

連絡先：（電話） 0120-567-492（コロナ至急に）

：（ファクシミリ）0857-50-1033

受付時間：9：00～17：15（※土日祝日含む）

※ 上記以外の時間 東部：0857-22-8111

中部：0858-23-3135

西部：0859-31-0029

- 陽性者と接触歴がある方や接触した可能性があるなどのご心配な場合は、各地区の保健所（接触者等相談センター）にご相談ください。

受付時間：8：30～17：15

東部（鳥取市保健所内）電話 0857-22-5625

中部（倉吉保健所内）電話 0858-23-3135

西部（米子保健所内）電話 0859-31-0029

人権配慮に係る県民へのメッセージ

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、事業所や飲食店等の店舗などの関係先に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

●包括的な差別を禁止する条例(鳥取県人権尊重の社会づくり条例)の施行

- ・本県では、インターネットによるものも含め、あらゆる差別を包括的に禁止する条例が、4月1日から施行されています。

●インターネットサーベイランスの実施

- ・本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。確認された誹謗中傷等の画像や文章を保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。

●県、弁護士会、県警、法務局の連携

- ・県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による支援体制「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」を構築しており、事例発生時等に支援を行います。